

令和6年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年9月27日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和6年度 定期監査（第1期）

期日 令和6年4月2日（火）～令和6年7月11日（木）

範囲 令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

教育委員会事務局

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育 総務 部	図書館課	1 収入事務 不用物品売払金を現金収納しているが、公金取扱マニュアルが作成されていない。 2 契約事務 十文字図書館の收受文書の電子決裁が年度内に完了していない。	1 収入事務 速やかに整備し、改善した。 2 契約事務 速やかに事務処理を行うとともに、今後の予防策として事務改善を図った。